



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 6 7 号 令和 6 年 2 月 6 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
8 1	歳入の指定納付受託者の住所又は事務所の 所在地の変更について届出があった件	総合政策課
8 2	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
8 3	同	同
8 4	同	同
8 5	保安林予定森林に関する通知を受けた件の 一部を訂正する件	同

徳島県告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、ふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄付金の指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号	東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和六年一月十六日

徳島県告示第八十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市脇町字段名一一の八、一五の一、一五の三、一五の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字段名一一の八・一五の一・一五の三・一五の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第八十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三、九六

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第八十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、二三の一五、二三の一六、二九の

三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十五号

令和五年徳島県告示第四百四十一号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和六年二月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

三の（一）の3中「間伐に係る森林は」を「間伐その他特別の場合の伐採に係るものは」に改める。